

## 平成25年度外部評価に係る意見・提案に対する回答及び評価結果

### 1 公園緑地等維持管理事業

#### (1) 外部評価員からの意見・提案及び担当課の回答

	外部評価員 氏名	外部評価員の 評価結果	意見・提案等の内容	意見に対する担当課の回答
1	島川義秋	一部見直し	<p>都市公園、緑地、ちびっこ広場など大きさ、内容、周辺環境が異なる中で数多くの公園を維持管理していくことは、仕事とはいえ大変なことであると感じた。</p> <p>管理者として、維持管理を行うことだけでも時間も予算も目一杯でやくりしていると思うが、公園等を利用する住民にとっては、様々な要望があることと思う。</p> <p>長い目で見て、「この公園はこうあるべきだ」という改良案を、地区の意見を取り込んで作るとよいと思う。</p>	<p>新たな公園の築造や大規模な改修を行う場合は、住民参加型ワークショップを行い、地区の方の要望を取り入れ、地区の皆様が愛着をもてる公園づくりを行っていきたいと考えております。</p>
2	伊奈田和恵	一部見直し	<p>各公園を有する地区の住民にアンケートを求め、公園の運営にもっと興味を持ってもらえるよう働きかけてはどうか。例えば、①利用者マナー、②愛護会について、③維持費についてなど、質問項目を作って住民の代表に伝えてもらい、有効活用のヒントを見出していくこともよいと思う。</p> <p>また、上記の内容を推進することで、公園に更なる関心が集まり、いたずら等の予防にもつながることを期待する。</p>	<p>いたずら防止等を含めたマナー違反に対する対応策としては、主に看板を設置し、利用者に対し注意喚起を行っています。</p> <p>マナー違反の対応には、行政だけでは限りもございますので、状況に応じ、地域の方のご協力がないと困難な場合もあります。</p> <p>そこで、学校などはもとより、各自治会や愛護会との連携が特に重要になります。</p> <p>マナー違反などがあつたときは、自治会や愛護会とも相談させていただき、注意喚起のチラシの回覧など対応を講じているのが現状です。</p> <p>今後も、自治会や愛護会のご協力をいただきながら、皆様に安心してご利用いただけるような公園管理に努めます。</p> <p>ご提案いただきましたご意見につきましては、検討させていただきます。</p>
3	浅井愛子	一部見直し	<p>○涼松緑道公園の駐車場の看板について</p> <p>涼松緑道公園は近隣市町の住民にもよく知られており、今夏も多くの方が来園していたが、駐車場の案内看板が見えづらく、白土コミセンを公園の事務所と勘違いした人がコミセンの駐車場に駐車したり、トイレを借りに来るなど、コミセンの運営委員がその対応に追われている現状があるため、駐車場の案内看板及び駐車位置の表示をするべきであると思う。</p> <p>○涼松緑道管理負担金について</p> <p>涼松緑道の管理負担金が本事業予算全体の15%を占めているが、愛知中部水道事業団及びその他関係団体等から助成金はもらえないのか。</p> <p>また、管理を公園愛護会にお願いできるとよいと思う。</p> <p>○公園愛護会制度について</p> <p>公園愛護会のない公園に公園愛護会が立ちあがるよう募集に力を入れてほしい。また、公園愛護会のある公園でも、その会員の募集活動の方法から再検討してほしい。例えば、老人会では「生きがい活動」を年2回行っているのので、その場を借りて公園愛護会の活動を周知してはどうか。</p>	<p>○涼松緑道公園の駐車場の看板について</p> <p>涼松緑道の駐車場利用に関しましては、白土区にはご迷惑をお掛けしているところであります。</p> <p>駐車場入口に看板の設置については、現状を把握し、検討します。</p> <p>○涼松緑道管理負担金について</p> <p>涼松緑道の管理負担に際し、愛知中部水道企業団からの助成金はありません。</p> <p>なお、助成金はありませんが、愛知用水を管理する独立行政法人水資源機構から用地を無償でお借りしています。</p> <p>○公園愛護会制度について</p> <p>公園愛護会の募集については、町ホームページに掲載しています。</p> <p>掲載内容につきましては、活動対象公園、活動内容、活動助成金、現在活動を行っている団体名及び活動が記載しています。</p> <p>なお、本制度の周知については、町広報紙のほか、各地区の区長や自治会長さんなどにチラシの回覧などをお願いしております。</p> <p>また、老人クラブへは、自治会を通じて周知をお願いしており、これまでに老人ク</p>

## 平成25年度外部評価に係る意見・提案に対する回答及び評価結果

				<p>ラブの関係でゲートボールやグラウンドゴルフの団体が、公園愛護活動を行っていただいております。</p> <p>現在活動していただいている団体が行う会員の募集活動の方法については、各団体にお任せしておりますが、町としてもできる限りの協力をいたします。</p>
4	井浦澄子	一部見直し	<p>○境川緑地の維持管理について 境川緑地壁面については、順次再生していると聞いているが、公園内の動物の置物の修復は行われていないと思われるので、進めてもらいたい。 また、河川敷の芝生及び植栽の刈り込みや花壇の世話などの維持管理を、公園愛護会、シルバー人材センター、ボランティア団体などに委託してはどうか。</p> <p>○涼松緑道の整備について 白土コミセンと涼松緑道の境が分かりにくく、涼松緑道利用者が度々コミセンの駐車場を利用したり、トイレを借りに来るため、その境を分かりやすく表示してほしい。 また、涼松緑道のトイレは、水洗ペダルやボタンの位置がわかりにくいので、改善してほしい。</p> <p>○公園愛護会の活動費について 公園愛護会は、活動費補助金の中で花苗や飼料をそれぞれの会ごとに購入していると聞いているが、町が全公園分を一括購入し、各愛護会に分配した方がより安価かつ安定的に購入できると思うので、検討してほしい。</p>	<p>○境川緑地の維持管理について 境川緑地内の遊具（動物の置物含む）等については、設置からかなり経年しており、破損が多くなってきています。 今後は、修繕又は撤去を行っていきたいと考えております。</p> <p>境川緑地内の草刈、植栽の剪定については、業務を委託し、業者が行っています。 今後は、境川緑地での公園愛護活動をしていただけるよう働きかけを行っていきたいと考えております。</p> <p>○涼松緑道の整備について 涼松緑道の駐車場利用に関しましては、白土区にはご迷惑をお掛けしているところであります。 駐車場入口に看板の設置を検討して行きたいと考えています。 水洗ボタンについては、分かり易いよう明示することとします。</p> <p>○公園愛護会の活動費について 公園愛護会の活動は、公共施設愛護の思想の普及、公園等内の清掃、公園等内の除草、公園等内の施設破損等の町への連絡、その他公園等の愛護に必要な活動となっています。 その活動に対して助成金を交付しています。 活動において、花苗や飼料等を購入し花苗を植えていただいている団体もあれば、花苗を植えていない団体など、公園の状況により各団体の活動内容が異なります。 このため、町が全公園分を一括購入し分配することは考えておりません。 助成金の範囲内で花苗を植えていただければと考えております。</p>

### (2) 総合評価結果

行政評価（内部評価）の総合評価結果	継続実施
外部評価実施後の総合評価結果	一部見直し

## 平成25年度外部評価に係る意見・提案に対する回答及び評価結果

### 2 消費生活対策事業

#### (1) 外部評価員からの意見・提案及び担当課の回答

	外部評価員 氏名	外部評価員の 評価結果	意見・提案等の内容	意見に対する担当課の回答
1	島川義秋	一部見直し	意見交換会で、「飛び込み商法（ペンキ塗りや屋根修理など）に実家の両親が引っ掛かり、高額を負担を強いられた」という話があった。 そうしたケースでは、商談のあったその日のうちに工事が完了してしまい、後日話を聞いても対応ができない。よい対応策があれば、老人会などにお知らせしたり、広報に掲載するなど、検討してほしい。	町民の皆さんへは消費生活に関する情報紙の定期的な全戸回覧、広報、ホームページ、講座、講演会を通じて啓発や相談窓口をお知らせしています。 また、今年度から老人クラブの方を対象に、消費生活相談員による消費者トラブルを未然に防ぐための出前講座を実施します。
2	伊奈田和恵	一部見直し	ヒアリングでも、「最終的には自己責任である」と発言したが、消費者トラブルに巻き込まれないためには、ひとりひとりの自覚が大切であり、それを向上させるための取り組みを、町としていかに考えていくかが重要である。 とっさのときは遠くの親戚には頼れないため、身近に相談できる人を作ることが大切であり、特に高齢者については、地域で見守っていく必要がある。地域コミュニティの在り方と合わせて考えていく必要がある。	町で実施している全戸回覧、広報、ホームページ、講座、講演会などの消費者啓発事業を継続して実施し、より多くの方の意識向上を図ってまいります。 また、県が主催する消費生活相談サポーター養成講座など、高齢者等の消費者被害の未然防止を目的とした取り組みに積極的に参加できるよう周知に努めます。
3	浅井愛子	一部見直し	○消費者トラブルに関する出前講座の実施について 相談実績が少ないと感じる。消費者トラブルは多様化・巧妙化しており、相談窓口は必要であると感じる。消費者被害に遭わないための知識を住民に身につけさせるために、自治会及び老人会に出前講座を行ってほしい。 また、出前講座を行うことで、町民の消費者被害に関する知識についてのニーズの把握もできると思う。さらに、そのニーズ調査を活かし、「くらしの講座」に活用してはどうか。	今年度から老人クラブの方を対象に、消費生活相談員による消費者トラブルを未然に防ぐための出前講座を実施します。 自治会への出前講座については、老人クラブの方を対象とした出前講座での状況を確認しながら今後検討します。 「くらしの講座」では、消費者の関心が高いと思われるテーマを選定して実施しています。 今後は、出前講座でもご意見ご要望があれば、参考にしたいと考えています。
4	井浦澄子	一部見直し	○消費生活講演会について いこまい館で行った「消費生活講演会」については、町民に消費者トラブルを身近に感じてもらい、勉強してもらい良い機会であると思うが、いこまい館まで行くことができない人もいます。区・自治会で出張ミニ講演会を開催すると更なる効果が期待できると思うので、地区での開催を検討してほしい。 ○消費者クラブの周知について 「消費者クラブ」の存在を知らない町民も多い。もっと周知に力をいれてほしい。	区・自治会でのミニ講座については、愛知県の県民生活プラザや国民生活センターにて消費生活に関する学習会や研修会などに講師を派遣する事業を実施していますので、活用していただくよう周知に努めます。 消費者クラブの周知については、広報の特集コーナーにより紹介もしてまいりましたが、今後は自主的にホームページや町民活動センター等を活用したPRもお願いしていきたいと考えています。

#### (2) 総合評価結果

行政評価（内部評価）の総合評価結果	継続実施
外部評価実施後の総合評価結果	一部見直し